

食中毒菌を『付けない、増やさない、やっつける』食中毒に気をつけましょう

これから食中毒が発生しやすい季節になります。予防のため、日ごろから次のことを守りましょう。

◎食中毒予防のポイント

- 肉や魚、野菜などの生鮮食品は新鮮なものを購入しましょう。
- 食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れ、詰めすぎに注意しましょう。
- 下準備時は、手や調理器具などを清潔にしましょう。
- 調理はすばやく、十分な加熱をしましょう。
- 食卓に着く前に手を洗い、食事は調理後、早く食べましょう。
- 残った食品は、早く冷えるように浅い容器に小分けして冷蔵・冷凍保存しましょう。



▼問い合わせ 健康推進G

(しんた21内 ☎0100)

介護保険の住宅改修費・福祉用具購入費の受領委任払いを行います

介護保険で利用できるサービスとして、小規模な改修による住宅改修費の支給やポータブルトイレなどの購入による福祉用具購入費の支給があります。

これらの支給は、償還払いによる申請（利用者が費用をいったん全額負担し、後日、市に申請して自己負担分を除いた費用が本人に給付される方法）により取り扱いをしていました。

このたび、利用者の経済的な負担の一時的軽減や利便性の向上を図ることを目的に、新たに受領委任払いによる申請もできるようになりました。

◎受領委任払いとは

利用者が事業者に対して自己負担分の費用を支払い、市が委任された事業者に自己負担分を除いた費用を直接給付する方法です。

◎住宅改修費

利用限度額20万円までの改修費用について、その改修費用の9割を支給します。

例1 改修費用が20万円（1割負担）
自己負担額……………2万円
住宅改修費支給額…18万円

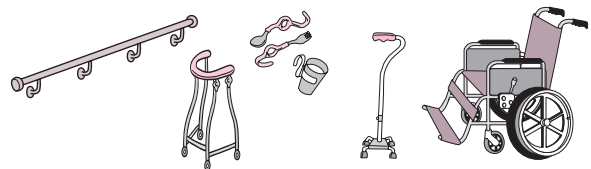
例2 改修費用が25万円（原則1割負担ですが、20万円を超えた額については自己負担）
自己負担額……………7万円
住宅改修費支給額…18万円

◎福祉用具購入費

利用限度額10万円までの購入費用について、その購入費用の9割を支給します。

例1 購入費用が10万円（1割負担）
自己負担額……………1万円
福祉用具購入費支給額…9万円

例2 購入費用が15万円（原則1割負担ですが、10万円を超えた額については自己負担）
自己負担額……………6万円
福祉用具購入費支給額…9万円



◎受領委任払い開始日

- ・住宅改修費 9月1日事前申請分より申請可能
- ・福祉用具購入費 9月1日購入分より申請可能

◎サービスを利用される方へ

受領委任払いを希望される場合は、必ず工事着工前に受領委任払いを希望する旨を事業者申し出て、事業者から同意を得てください。

◎事業者の方へ

受領委任払いの方法による申請をするには、あらかじめ市と確認書を取り交わす必要があります。確認書を取り交わしていない事業者は受領委任払いによる申請があっても支給できません。

確認書は事前に配布します。

問い合わせ
高齢・介護・障害福祉グループ
(☎05720)